

## 八戸学院大学同窓会南東北支部 規約

- 第1条（名 称） 本会は、八戸学院大学同窓会南東北支部と称する。
- 第2条（目 的） 本会は、会員相互の連絡を図り、親睦を深めるとともに、母校と密接なる連絡を保ち、その発展を図ることを以て目的とする。
- 第3条（会 員） 本会の会員は、八戸学院大学の同窓生で、宮城県・山形県・福島県に居住または勤務する者とする。  
宮城県・山形県・福島県に居住している母校教職員（旧教職員を含む）を特別会員とすることができる。
- 第4条（役 員） 本会に、次の役員を置く。  
支部長 1名 副支部長 若干名  
役員の任期は2年間とする。ただし再選を妨げない。
- 第5条（会 議） 本会の会議は支部会および役員会とし、支部会は年1回、役員会は支部長が必要と認めたときに随時開催する。  
会議の議決は出席者の過半数を以て決する。
- 第6条（顧 問） 本会に顧問を置くことができる。顧問は支部長の推薦により支部会で決定する。
- 第7条（改 廃） 本規約の改廃は、支部会の承認を得なければならない。

- 付 則 1. この規約は、平成23年10月1日より施行する。  
2. 平成25年 7 月 7日改訂